

仙台市教育委員会職員安全衛生規則の一部を改正する規則を制定し、公布する。

令和八年三月三十日

仙台市教育委員会

教育長 天 野 元

仙台市教育委員会規則第五号

仙台市教育委員会職員安全衛生規則の一部を改正する規則

仙台市教育委員会職員安全衛生規則（平成八年仙台市教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

現 行	改正後
<p>(安全衛生管理者の設置)</p> <p>第四条 教育委員会に総括安全衛生管理者を、学校（幼稚園を除く。以下同じ。）に職場総括安全衛生管理者を置く。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 総括安全衛生管理者及び職場総括安全衛生管理者（以下「安全衛生管理者」と総称する。）は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる職にある者をもって充てる。</p> <p>一 総括安全衛生管理者 副教育長</p> <p>二 職場総括安全衛生管理者 学校にあつては当該学校の校長、給食事業場にあつては<b>総務企画部長</b></p> <p>(安全衛生管理者の職務)</p> <p>第五条 総括安全衛生管理者は、職場総括安全衛生管理者、総括安全管理者、総括衛生管理者、<b>衛生推進者</b>及び作業主任者（学校又は給食事業場に置かれる作業主任者を除く。）を指揮するとともに、次の業務を総括管理する。</p> <p>[一～五 略]</p> <p>2 職場総括安全衛生管理者は、当該学校又は給食事業場の職場安全管理者、職場衛生管理者及び作業主任者を指揮するとともに、当該学校又は給食事業場における前項各号に掲げる業務を統括管理する。</p> <p>(安全衛生管理者の代理者)</p> <p>第六条 安全衛生管理者が旅行、疾病、事故その他やむを得ない事由によって職務を行うことができない場合にその職務を代理させるため、代理者を置く。</p> <p>2 総括安全衛生管理者の代理者は教育長が、職場総括安全衛生管理者の代理者は当該学校の校長又は<b>総務企画部長</b>の職にある者がそれぞれ選任する。</p> <p>(安全管理者の設置)</p> <p>第七条 教育委員会に総括安全管理者を、学校及び給食事業場に職場安全管理者を置く。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 職場安全管理者は、当該学校にあつては当該学校の副校長又は教頭の職にある者のうちから当該学校の校長が選任し、給食事業場にあつては<b>健康教育課長</b>の職にある者をもって充てる。</p> <p>4 [略]</p>	<p>(安全衛生管理者の設置)</p> <p>第四条 教育委員会に総括安全衛生管理者を、学校（幼稚園を除く。以下同じ。）<b>及び公所（学校を除くものとし、その職員数が五十人以上であるものに限る。以下この条から第十条までにおいて同じ。）</b>に職場総括安全衛生管理者を置く。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>一 総括安全衛生管理者 副教育長<b>（副教育長の職にある者が二名以上ある場合にあつては、教育長が指定する者）</b></p> <p>二 職場総括安全衛生管理者 学校にあつては当該学校の校長、<b>公所にあつては当該公所の長の職にある者</b>、給食事業場にあつては<b>学校環境整備部長</b></p> <p>(安全衛生管理者の職務)</p> <p>第五条 総括安全衛生管理者は、職場総括安全衛生管理者、総括安全管理者、総括衛生管理者、<b>安全衛生推進者</b>、衛生推進者及び作業主任者（学校又は給食事業場に置かれる作業主任者を除く。）を指揮するとともに、次の業務を総括管理する。</p> <p>[一～五 略]</p> <p>2 職場総括安全衛生管理者は、当該学校、<b>当該公所</b>又は給食事業場の職場安全管理者、職場衛生管理者及び作業主任者を指揮するとともに、当該学校、<b>当該公所</b>又は給食事業場における前項各号に掲げる業務を統括管理する。</p> <p>(安全衛生管理者の代理者)</p> <p>第六条 [略]</p> <p>2 総括安全衛生管理者の代理者は教育長が、職場総括安全衛生管理者の代理者は当該学校の校長、<b>当該公所の長の職にある者</b>又は<b>学校環境整備部長</b>の職にある者がそれぞれ選任する。</p> <p>(安全管理者の設置)</p> <p>第七条 教育委員会に総括安全管理者を、学校、<b>公所</b>及び給食事業場に職場安全管理者を置く。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 職場安全管理者は、当該学校にあつては当該学校の副校長又は教頭の職にある者のうちから当該学校の校長が選任し、<b>当該公所にあつては当該公所において安全衛生に関する事項を主管する係の長の職にある者</b>をもって充て、給食事業場にあつては<b>学校給食課長</b>の職にある者をもって充てる。</p> <p>4 [略]</p>

(安全管理者の職務)

第八条 [略]

2 職場安全管理者は、当該学校又は給食事業場における第五条第一項各号に掲げる業務のうち安全に係る技術的事項を管理する。

3 [略]

(衛生管理者の設置)

第九条 教育委員会に総括衛生管理者を、学校及び給食事業場に職場衛生管理者を置く。

2 総括衛生管理者及び職場衛生管理者（以下「衛生管理者」と総称する。）は、教育委員会又は当該学校若しくは給食事業場の職員で、都道府県労働局長の免許を受けたものその他労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「省令」という。）第十条に定める資格を有するものうちから、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる職にある者がそれぞれ選任する。

- 一 総括衛生管理者 教育長
- 二 職場衛生管理者 学校にあつては当該学校の校長、給食事業場にあつては**総務企画部長**

3 前項の規定により、**校長**又は**総務企画部長**が**衛生管理者**を選任したときは、直ちに衛生管理者選任報告書により総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

(衛生管理者の職務)

第十条 [略]

2 職場衛生管理者は、当該学校又は給食事業場における第五条第一項各号に掲げる業務のうち衛生に係る技術的事項を管理する。

3 [略]

[第十一条～第十九条 略]

(安全衛生委員会の所掌事項)

第二十条 総括安全衛生委員会及び職場安全衛生委員会（以下「安全衛生委員会」と総称する。）は、次の事項を調査審議し、必要に応じて、総括安全衛生委員会にあつては教育長、職場安全衛生委員会にあつてはそれぞれの置かれている公所の長又は**総務企画部長**に対し意見を述べることができる。

[一～五 略]

(安全衛生委員会の組織)

第二十一条 [略]

[一～三 略]

2 職場安全衛生委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 [略]
- 二 当該公所又は給食事業場の職員で安全又は衛生について関連を有する職にあるものうちから当該公所の長又は**総務企画部長**がそれぞれ選任した者
- 三 当該公所又は給食事業場の職員で安全又は衛生について経験を有するものうちから当該公所の長又は**総務企画部長**がそれぞれ選任した者

3 [略]

(安全管理者の職務)

第八条 [略]

2 職場安全管理者は、当該学校、**当該公所**又は給食事業場における第五条第一項各号に掲げる業務のうち安全に係る技術的事項を管理する。

3 [略]

(衛生管理者の設置)

第九条 教育委員会に総括衛生管理者を、学校、**公所**及び給食事業場に職場衛生管理者を置く。

2 総括衛生管理者及び職場衛生管理者（以下「衛生管理者」と総称する。）は、教育委員会又は当該学校、**当該公所**若しくは給食事業場の職員で、都道府県労働局長の免許を受けたものその他労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「省令」という。）第十条に定める資格を有するものうちから、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる職にある者がそれぞれ選任する。

- 一 総括衛生管理者 教育長
- 二 職場衛生管理者 学校にあつては当該学校の校長、**公所**にあつては**当該公所の長の職にある者**、給食事業場にあつては**学校環境整備部長**

3 前項の規定により、**当該学校の校長**、**当該公所の長の職にある者**又は**学校環境整備部長**が**職場衛生管理者**を選任したときは、直ちに衛生管理者選任報告書により総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

(衛生管理者の職務)

第十条 [略]

2 職場衛生管理者は、当該学校、**当該公所**又は給食事業場における第五条第一項各号に掲げる業務のうち衛生に係る技術的事項を管理する。

3 [略]

[第十一条～第十九条 略]

(安全衛生委員会の所掌事項)

第二十条 総括安全衛生委員会及び職場安全衛生委員会（以下「安全衛生委員会」と総称する。）は、次の事項を調査審議し、必要に応じて、総括安全衛生委員会にあつては教育長、職場安全衛生委員会にあつてはそれぞれの置かれている公所の長又は**学校環境整備部長**に対し意見を述べることができる。

[一～五 略]

(安全衛生委員会の組織)

第二十一条 [略]

[一～三 略]

2 [略]

- 一 [略]
- 二 当該公所又は給食事業場の職員で安全又は衛生について関連を有する職にあるものうちから当該公所の長又は**学校環境整備部長**がそれぞれ選任した者
- 三 当該公所又は給食事業場の職員で安全又は衛生について経験を有するものうちから当該公所の長又は**学校環境整備部長**がそれぞれ選任した者

3 [略]

4 当該公所の長及び**総務企画部長**は、安全衛生委員会の委員を選任したときは、安全衛生委員選任報告書により総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

[5～7 略]

(安全衛生委員会の運営)

第二十三条 安全衛生委員会の会議は、委員長が招集する。

[2～5 略]

6 安全衛生委員会の庶務は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる課、係又は職員において処理する。

- 一 総括安全衛生委員会 人事課
- 二 職場安全衛生委員会 当該公所にあつては安全衛生に関する事項を主管する係（当該学校にあつては、学校長が指定する職員）、給食事業場にあつては**健康教育課**

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

4 当該公所の長及び**学校環境整備部長**は、安全衛生委員会の委員を選任したときは、安全衛生委員選任報告書により総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

[5～7 略]

(安全衛生委員会の運営)

第二十三条 [略]

[2～5 略]

6 [略]

- 一 [略]
- 二 職場安全衛生委員会 当該公所にあつては安全衛生に関する事項を主管する係（当該学校にあつては、学校長が指定する職員）、給食事業場にあつては**学校給食課**

(教育局教育人事部人事課)